

京都市告示第674号

平成24年3月22日京都市告示第448号（緑化面積算定基準）の一部を次のように改めます。

令和3年3月31日

京都市長 門川 大作

第1条中「第50条第3項」を「第65条第3項」に改める。

第4条中「都市計画局建築技術担当局長」を「都市計画局建築技術・景観担当局長」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)